

申告は3月15日まで

※最新情報は市ホームページをご確認ください。
※申告期間が延長した場合でも、市役所会場の申告期間は変更しません。

所得税の確定申告、 市民税・県民税の申告がはじまります

問 刈谷税務署 (所得税) (☎ 21-6211)

今年の申告のポイント

※詳細は本文または市ホームページからご確認ください。

- ① 市役所会場では、昨年同様「事前の電話予約」が必要です。
※市役所で実施する税理士相談(2月16日～22日)も「事前の電話予約」が必要です。
- ② 市内で実施する出張申告の会場と受付時間を一部変更します。
- ③ 税務署で申告書を作成したいときは「入場整理券(当日配付またはLINEアプリ)」が必要です。

自宅から確定申告 「e-Tax」をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。e-Taxの事前準備や申告書の作成手順は、「動画で見る確定申告」やYouTube「国税庁動画チャンネル」でご案内しています。なお、国税庁ホームページ内でAI(人工知能)を活用したチャットボットで作成に関する相談をすることもできます。



確定申告書
作成コーナー



動画で見る
確定申告

e-Tax作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901 (全国一律市内通話料金) 受付時間:月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時
※申告シーズンなどは、受付時間の延長などを行うことがあります。詳細はe-Taxホームページをご覧ください。

◆ 刈谷税務署 確定申告会場等について【要入場整理券】

時 2月16日(水)～3月15日(火)(土・日曜日、祝日を除く) 午前9時～午後5時

※2月20日(日)、27日(日)は開設します。

所 刈谷税務署(刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎内)

▼来場にあたっての注意

- ・「入場整理券」が相談可能人員に達した時点で受付を終了します。
- ・公的年金を受給されている人、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除等の還付申告手続きを行う人は、2月16日(水)以前でも申告会場を設けています。
- ・1月4日(火)～3月31日(木)の期間は税務署では電話での相談(来場)予約を行いません。

▼車の利用について

駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。なお、臨時駐車場(市営神田駐車場)もありますので、利用時は駐車券を確定申告会場へご持参ください。

問 刈谷税務署(☎21-6211)

自動音声で案内が流れますので、案内に従って次のとおり番号を入力してください。

- ①0番 確定申告に関するご相談(電話相談センター)
- ②2番 刈谷税務署へのお問合せ



●刈谷税務署の確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

感染症対策として、会場内に入場できる人数を入場整理券で指定された時間に制限します。「入場整理券」は、当日刈谷税務署で配付します。なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

また、国税庁のLINE公式アカウントから入場整理券の事前発行を行う予定です。詳細は国税庁ホームページまたは国税庁LINE公式アカウント(右記QRコード)でご確認ください。



●刈谷税務署で申告される皆さんへ

申告に必要な書類、「確定申告のお知らせ」はがきまたは封書、昨年の申告の控えおよびマイナンバーカードなどを必ずご持参ください。なお、刈谷税務署の申告会場では、原則申告される本人のスマートフォンを使用した申告指導を行います。また、会場内のパソコンの台数には限りがありますので、パソコンでの申告書作成には時間を要する場合があります。

▼注意点

- ・「入場整理券」またはLINEで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を会場受付で確認します。
- ・指定された時間に遅れた場合は入場できない場合があります。また、指定された時間内であっても、会場の混雑状況によって入場をお待ちいただく場合があります。

◆市役所会場 確定申告会場等について【要事前電話予約】

事前予約がない人は市役所会場での申告受付ができません。必ず下記のとおりコールセンターで予約してください。

知立市確定申告予約専用コールセンター ※2月1日(火)午前9時から
☎0566-95-0028

受付時間:月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時30分

▼受付開始日について

【2月分】 申告受付(来庁日) 2月16日(水)～28日(月)(土、日曜日、祝日を除く)

電話受付開始日時 2月 1日(火) 午前9時から

【3月分】 申告受付(来庁日) 3月 1日(火)～15日(火)(土、日曜日を除く)

電話受付開始日時 2月15日(火) 午前9時から

・予約する時間帯は「午前(午前8時45分～11時30分)」または「午後(午後1時～4時)」から選択してください。

- ・予約は前日まで行いますが、先着順のため予定数に達し次第終了します。予約状況は市ホームページで随時更新しますのでご確認ください。
- ・電話予約受付開始直後は電話が集中することが予想されます。電話がつながらない場合は、改めておかけ直してください。
- ・1回の電話で1人(件)の予約をとることができます。お電話は原則本人からおかけください。
- ・申告会場で受付番号をお伺いしますので、忘れずにお控えください。
- ・当日の申告場所やキャンセル方法などは予約時にお伝えします。また、当日必要なものは8ページに掲載していますのでご確認ください。必要書類がそろわない場合は申告受付ができませんのでご了承ください。
- ・予約した日時を過ぎても会場にお越しにならない場合はキャンセル扱いとなります。改めて別日で予約をお取りください。



**事前予約を
お忘れなく!!**



●市役所会場で所得税の確定申告書の受付ができない人

次のいずれかにあてはまる人は市役所会場で申告できません。刈谷税務署へご相談ください。

- ①確定申告書様式Bの人(営業、農業、不動産、株式、土地等の譲渡所得がある人)
- ②住宅借入金等特別控除を受け人
- ③準確定申告(納税者が死亡したときの確定申告)をする人
- ④個人事業者の消費税および地方消費税を申告する人
- ⑤暗号資産(仮想通貨)に関する所得を申告する人
- ⑥令和3年中に贈与を受けた人
- ⑦通訳が必要な人
- ⑧外国に居住する親族を扶養する人
- ⑨知立市に居住していない人
- ⑩過年度(令和2年以前)の確定申告をしたい人
- ⑪修正申告や更正請求をしたい人
- ⑫相続に係る生命保険契約等に基づく年金の申告をしたい人
- ⑬令和3年中に退職所得がある人
- ⑭その他、作成に専門的な知識や時間を要する人

自身で書かれた申告書の検算は申告会場では行いません。郵送または税務署・市役所内の投函箱へ提出してください。

●申告をするために必要なもの

- ①「本人確認書類」および「マイナンバーカードまたは番号確認書類」
※マイナンバーカードの場合は本人確認書類を兼ねることができます。市役所・出張申告会場では写しをご用意ください。
- ②「確定申告のお知らせ」はがきまたは封書、昨年の申告の控え(いずれもあれば)
- ③利用者識別番号の分かるもの(税務署等で過去取得した場合)
- ④申告書(送付があった人のみ)
※申告書は会場にあります。
- ⑤収入金額や必要経費の内訳(収支内訳書)
- ⑥給与、公的年金などの源泉徴収票
- ⑦上場株式等の配当の支払通知書、投資信託の収益の分配の支払通知書
- ⑧国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料の払込証明書(社会保険料控除額通知書)または領収書
※社会保険料控除額通知書は1月下旬に発送します。
- ⑨生命保険、地震保険の保険料控除証明書
- ⑩障害者控除を受ける人は障害者手帳など
- ⑪配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の所得金額の分かるもの
- ⑫寄附金控除を受ける人は、寄附金の受領証明書
- ⑬医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書
※領収書ではなく明細書を作成してください。保険からの補てんがあった場合は差引を忘れずにしてください。税務署が確認することがあるため、領収書は5年間大切に保存してください。
- ⑭税金の還付になる人は、申告者本人の預貯金口座がわかるもの(通帳等)
- ⑮筆記用具等
- ⑯その他申告に必要なもの

【ご注意】書類が不足していると申告できない場合があります。

確定申告のポイント

○確定申告書Aがなくなります

今回(令和3年分)の確定申告をもって、確定申告書Aの様式がなくなり、B様式に統一される予定です。なお、市役所(出張申告)会場ではB様式で原則作成します。

○医療費控除について

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」が必要となります。明細書がないと医療費控除を受けられません。医療費の領収書の提出は不要となりますが、自宅で5年間保存する必要があります。

※税務署が必要に応じ医療費の領収書の提示を求める場合があります。様式は国税庁ホームページまたは市役所で配布しています。



●市民税・県民税の申告について

市民税・県民税は、所得税の確定申告や、年末調整(前年中の所得が1か所で、かつ給与収入だけの場合に限る。)を行うことであわせて申告することができますが、所得税の確定申告が不要であっても、次の①～④のいずれかにあてはまる人は市民税・県民税の申告が必要です。

▼市民税・県民税の申告が必要な人(いずれも令和4年1月1日現在で市内在住)

①給与所得者の場合

- ・給与以外の所得があり、その金額が20万円以下の人
- ・2か所以上から給与を受けている人で、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得以外の所得金額の合計額が20万円以下の人

②年金所得者の場合

- ・公的年金を受給していて、各種所得控除(医療費控除等)を受ける人
- ・公的年金等以外の所得があり、その金額が20万円以下の人

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市民税・県民税計算のために申告が必要な場合があります。

③営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡の各所得はあったが、所得税額が発生しなかった人

④昨年中収入がなかった人(0円申告)または非課税収入(遺族年金、障害年金、失業手当など)のみで次に該当する人

- ・国民健康保険に加入している人(申告により保険税額が軽減される可能性あり)
- ・同世帯内の親族の税法上の扶養になっていない人
- ・市民税・県民税の所得証明書等が必要な人

▼市民税・県民税申告書の送付

昨年の申告時に「申告書送付希望」とされた人には、1月下旬ごろに申告書を送付します。なお、申告書は申告会場や税務課窓口で用意しているほか、市ホームページ(右記QRコード)からダウンロードできます。



◆出張申告会場 確定申告会場等について【先着順・電話予約不要】

【会場・日時等】

日付	時間	場所
1月24日(月)	いずれも午前9時45分～正午(受付終了)	福祉の里八ツ田3階 視聴覚室
1月25日(火)		知立文化広場 第1研修室
1月26日(水)		西丘コミュニティセンター 集会室
1月27日(木)		文化会館2階 ワークショップ室

持 8ページ記載の申告するために必要なものをご確認ください。

▼注意事項

- ・申告会場には、**当日受付で配布する入場整理券で指定された時間のみ入場**できます。入場整理券の配付状況によっては、午後や別日の申告会場をご案内することがあります。
- ・出張申告会場期間中は担当職員が各会場に出向き不在となるため、市役所での申告相談はできません。
- ・例年行っている保健センター会場については、今回は実施しません。
- ・出張申告について各会場へ直接お問合せいただくのはご遠慮ください。

市役所会場・出張申告会場に「マイナンバーカード」申請ブースを設置します

確定申告にも便利なマイナンバーカードの申請ブースを各申告会場に設置します。都合により申請ブースをお休みすることがありますのでご了承ください。

問 市民課 旅券庶務係 ☎95-0124



◆ 相談窓口について

【税理士の無料税務相談所】※7ページのコールセンターへの事前予約が必要です。

時 2月16日(水)～22日(火)(土・日曜日を除く)
午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)

所 市役所3階 第1会議室

対 以下に該当する人

- ① 令和2年分の所得金額(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額)が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者(年金受給者を除く)
- ② ①の人で消費税および地方消費税の課税事業者である場合には、令和元年分の課税売上高が3,000万円以下の人
- ③ 給与所得者または年金受給者

● 次の人は無料税務相談所を利用できません

- ・給与所得者および年金受給者のうち、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人
- ・初めて消費税および地方消費税の申告をする人のうち、申告書の作成に時間を要する場合
- ・65万円および55万円の青色申告特別控除を受けようとする人
- ・譲渡所得(土地、建物および株式等の売却)、山林所得または贈与税の申告をする人

【消費税軽減税率制度に対応した税理士の無料税務相談所】※税務署で配付する入場整理券が必要です。

時 2月16日(水)～3月15日(火)(土・日曜日、祝日を除く) 午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)

所 刈谷税務署

◆ 東海税理士会 令和3年度確定申告相談会について

時 2月12日(土) 午前10時～午後4時30分

所 中央生涯学習センター(刈谷市総合文化センター)401研修室(刈谷市相生町1丁目1-6)

対 確定申告を行いたい人で税理士または税理士法人が関与していない人

※ただし、土地・建物・株式の売却のある人、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人、前年分の所得金額300万円を超える事業者、贈与税申告をする人などは対象外です。

¥ 無料

持 8ページ記載の申告するために必要なものをご確認ください。

申・事前予約 電話で東海税理士会刈谷支部(☎77-3636)へ。

・当 日 午前10時から整理券を配付する予定です。事前予約の人を優先するためご注意ください。

問 東海税理士会刈谷支部(☎77-3636)

◆ 手書き用の申告書および書面提出について

昨今のe-Taxの普及で税務署や市役所にある手書き用の申告書などの部数が少なくなっています。手書き用の確定申告書等が必要な人へは郵送しますので、刈谷税務署(☎21-6211)へご連絡ください。市県民税の申告書は市役所で配布しています。

確定申告書等を書面で提出する人は、郵送または市役所の投函箱で税務署へ提出できます。

▼市役所の投函箱設置期間

1月24日(月)～3月15日(火)(土・日曜日、祝日を除く)

▼設置場所

市役所1階 税務課窓口前

